

## 千葉市あんしんケアセンターについて

## I あんしんケアセンターの業務

介護保険法（以下、「法」という。）第115条の45に規定する「地域包括支援センター」としての機能及びこれに関連する政令等に定められた業務（表1）を行います。

ただし、介護保険法又は関連法令等の改正により、内容が変更されることがあります。

表1 あんしんケアセンター業務一覧

事業名	内容	経費負担区分
①包括的支援事業	○第1号介護予防支援事業 （居宅要支援被保険者に係るものを除く） ○総合相談支援事業 ○権利擁護事業 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	委託料
②介護予防事業	○介護予防普及啓発業務 ○地域介護予防活動支援業務	
③指定介護予防支援	○第1号介護予防支援事業 （居宅要支援被保険者に係るものに限る） ○指定介護支援	介護報酬

### 【表1以外の業務】

#### (1) 学生実習の受入について

将来医療・福祉の担い手になるものが、地域包括支援センター実習を通して、地域包括支援センター業務の理解を深めることで、将来的に本市の多職種連携が推進され、また地域包括支援センター業務に興味を持ち、職員の確保に繋がるよう、教育的立場で学生に関わる。

#### (2) 生活支援コーディネーター（2層）の配置について（予定）

平成30年度以降、日常生活圏域（あんしんケアセンターの担当圏域）に各1名の配置を予定。

### 【業務遂行にあたっての遵守事項】

#### (1) 関係法令等の遵守

受託者自らの責任において、憲法、地方自治法、労働基準法等労働関係法令、介護保険法及び関連する政省令等（※）、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守してください。

<p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法施行令</li> <li>・介護保険法施行規則</li> <li>・千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めた条例</li> <li>・千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例</li> <li>・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律</li> <li>・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）</li> <li>・地域包括支援センター業務マニュアル（一般財団法人長寿社会開発センター）</li> <li>・地域支援事業実施要綱（厚生労働省老健局長通知）</li> <li>・千葉市介護保険条例</li> <li>・千葉市介護保険施行規則</li> <li>・障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン</li> </ul>
---

## (2) 個人情報の保護

千葉県個人情報保護条例の適用を受けるため、業務上知り得た個人情報は適切に保護する必要があります。個人情報を取り扱う際には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守してください。

## (3) 守秘義務

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、業務の目的外に使用したりすることはできません。委託契約期間終了後も同様とします。

## (4) 日曜日、休日、時間外等における緊急時の連絡体制について

時間外であっても、緊急を要する相談については受付し必要な対応を講じます。年末年始を含め、日曜日、休日、夜間等において、昼夜を問わず24時間、緊急を要する相談を受付し必要な対応がとれるような連絡体制を整えてください。

## (5) 業務の再委託の禁止

包括的支援事業及び介護予防事業については、事業の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。

なお、次の事項については関係法令等に基づき、その業務の一部を委託することができます。

ア 包括的支援事業における介護予防ケアマネジメント（国保連合会を經由して給付管理を行うサービスのケアマネジメントに限る）

イ 指定介護予防支援

## II あんしんケアセンターの職員について

職員の配置にあたっては、介護保険法（以下、「法」という。）第115条の45に規定する「地域包括支援センター」としての職員の基準及び法第58条第1項「指定介護予防支援」としての職員の基準をどちらも満たすことが必要です。

1 「地域包括支援センター」の業務を担当する職員にかかる要件は次の各号のとおりです。

(1) 職種・雇用形態については（表2）のとおりとします。

(2) 包括3職種の配置要件については次のとおりです。

ア 職種毎に1名以上を配置することとし、このうち、1人を管理者とします。

イ 配置人数については、表3に基づき契約年度の前年6月末時点での高齢者人口により決定します。なお、事務職は高齢者人口によらず各センター1名です。

ウ 包括3職種については、指定介護予防支援事業所との兼務を可とします。但し、その場合の担当する件数は包括3職種1人あたり上限を20件までとします。

エ 包括3職種は、バランスに配慮し、職種別最大人数を表4のとおりとします。

オ 平成29年度の包括3職種の配置人数（案）については、「募集を行う圏域【資料2】」に示したとおりです。

表 2

職種	雇用形態	説明
包括3職種	主任介護支援 専門員	常勤／専任 介護保険法施行規則第140条の6第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者。
	社会福祉士 その他これに 準ずる者	常勤／専任 ・原則として社会福祉士資格の保有者を配置する。業務内容から一定の実務経験を有する者が望ましい。 ・有資格者の確保が困難である場合、次の①②のいずれかを満たすものの配置でも可とする。なお、①、②ともに将来的に社会福祉士資格の取得を前提とする。 ①介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。 ②福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上の者。
	保健師 その他これに 準ずる者	常勤／専任 ・原則として保健師資格の保有者を配置する。 ・有資格者の確保が困難である場合、次の条件を満たすものの配置でも可とする。 地域ケア、地域保健の経験のある看護師（病棟経験等の医療分野の経験ではない） 具体的には、介護支援専門員の資格者や、訪問看護等の在宅高齢者のケアについての経験を有する者等であって、経験年数が1年以上ある者
事務	原則として 常勤／専任	勤務日等で明確に業務時間が積算できる場合は非常勤（常勤換算1.0人以上）でも可。

表 3

圏域内高齢者人口	0～8,000人まで	8,001～10,000人まで	10,001～12,000人まで
包括3職種配置基準	4人	5人	6人
圏域内高齢者人口	12,001～14,000人まで	14,001～16,000人まで	16,001～18,000人まで
包括3職種配置基準	7人	8人	9人

※ブランチを設置する圏域については、上記包括3職種配置基準に1名を加えるものとする。

表 4

包括三職種配置数	4～5人の場合	6～7人の場合	8～9人の場合
職種別最大人数	2人	3人	4人

2 「指定介護予防支援」の職員にかかる要件は次の各号のとおりとします。(指定介護予防支援については、プラン作成等に係る介護報酬を財源として運営を行います。)

- (1) 指定介護予防支援の提供にあたり必要な職員(管理者1人、担当職員1人以上)を配置するものとします。また、プラン作成のために必要な人員として専従職員を配置することができます。詳細は「表5」のとおりです。
- (2) 管理者については、原則として常勤とします。地域包括支援センターの業務との兼務は差し支えありませんが、他事業所との兼務はできません。
- (3) 地域包括支援センターの包括3職種については、指定介護予防支援事業所との兼務を可とします。

表5

職種	雇用形態	その他
管理者 (表1に同じ)	常勤/地域包括支援センターとの兼務は可能	1人
指定介護予防支援担当職員	非常勤可	<p>1人以上</p> <p>*原則として、次の資格保有者を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保健師又は経験ある看護師</li> <li>②介護支援専門員</li> <li>③社会福祉士、その他これに準ずる者</li> </ul> <p>指定介護予防支援にあたっては、指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託できることも考慮の上、担当職員の配置を適切に行ってください。包括3職種が担当できるプラン数には制限があるため、委託分を除いて、担当職員1人あたり月60件を目安とすること。</p>

### Ⅲ あんしんケアセンターの運営に係る費用について

1 運営のための費用については、千葉市議会において平成29年度予算案が可決された後に決定します。

#### (1) 委託料

参考に平成28年度の契約実績について示します。業務委託料として契約に基づき支払いをします。

##### ア 各年度契約分

	28年度の契約額
包括3職種人件費×配置人数 ※①	5,000千円×配置人数
事務職員人件費	3,000千円
事務事業諸経費	2,500千円
高齢者人口に応じた加算（事務諸経費） ※②	
事務所賃借料補助 ※③	

#### ※① 事務職員人件費

- ・事務職の配置の場合、原則常勤・専任。  
但し、勤務日等で明確に業務時間が積算できる場合は、常勤換算1.0人でも可。
- ・事務職員として、事務職と他の職種とを兼務する場合は事前に地域包括ケア推進課へ連絡すること。
- ・配置しない場合は、事務職員の委託料は算定しない。

#### ※② 高齢者人口に応じた加算

高齢者人口6,000人を超えた部分について、年150千円/1,000人を加算  
(ブランチを設置する圏域についても、高齢者人口12,000人を超えた部分について、年150千円/1,000人を加算)

#### ※③ 事務所賃借料補助額

月額上限100千円の範囲で管理費等を除いた家賃月額  
(ブランチを設置する圏域は、ブランチ分の事務所賃借料補助を行う)

- ・年額最大1,200千円まで。
- ・貸主が、法人役員等の関係者の場合を除く。
- ・来客用駐車場2台分を含める。(来客用のみ)

イ 初年度設備費は初年度のみ支払いを行います。

机・椅子・書類保管庫・看板等の設備費は、初年度のみ90万円を上限とする予定です。  
※既存の24センターが同じ事務所を29年度以降も継続して活用する場合の初年度設備費は支給をしない。

(ブランチを設置する圏域についても、ブランチ分の初年度設備費補助を行う)

#### ウ 介護予防ケアマネジメント料

介護予防・日常生活支援総合事業にかかる介護予防ケアマネジメント料については、指定介護予防支援の介護報酬より勘案した単価とする予定です。

#### (2) 介護報酬（指定介護予防支援）

指定介護予防支援事業については介護報酬で賄います。参考として平成28年度単価を示します。

##### ア 介護予防サービス計画費

初回8,066円/件

2回目以降4,751円/件

##### イ 指定居宅支援事業者指定介護予防支援業務の一部を委託する場合

介護報酬のうち500円/件

#### (3) 経理についての留意事項

上記(1)委託料（包括的支援事業及び介護予防事業）と(2)介護報酬（指定介護予防支援）は、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類を整備してください。

### IV あんしんケアセンターの名称について

センター名称は「千葉市あんしんケアセンター〇〇」となります。「〇〇」の部分については後日、千葉市から指定します。ブランチ事務所の名称についても、同様に、後日千葉市から指定します。

### V 設置場所

あんしんケアセンターの設置場所については、原則として委託事業者が確保します。

地域の中心地や、鉄道やモノレールの駅、バスの停留所等の近隣にするなど利用者の利便性に配慮してください。

### VI 事務所の設備等

(1) 施設の設備等については、次の事項をすべて満たすことが必須です。

①高齢者等に考慮した設備（手すり・スロープ等）を有し、事務所を2階以上に設置する場合、エレベーターやエスカレーターを有する建物であること。

②利用者や地域住民等にあんしんケアセンターと認識できる看板を設置すること（名称や仕様は別途千葉市が指定する）。

③他の事業所と複合する建物に設置する場合は、建物内にわかりやすい案内表示をおこなうこと。

④利用者専用の駐車場スペースを2台以上敷地内または近隣に確保すること。

⑤事務室及び運営に必要な相談スペース、会議室を有していること。

また相談スペース、会議室はパーティションにより設置することも可能とするが、相談者に配慮した形態とすること。

⑥同一の建物内に居宅介護支援事業所等がある場合は、独立した専用の事務室とすること。

⑦机、椅子、施錠できる書類保管庫のほか、専用の固定電話・FAX、パソコン（インター

ネット、電子メール、WORD2007以上、Excel2007以上を使用できる機能を備えていること。)、プリンターを設置するとともに、新規メールアドレスを取得すること。また、パソコンのセキュリティ機能を確保すること。

(2) 施設の設定等について、次の事項を満たすことが望ましく配慮をお願いします。

- ① 受付カウンターを有していることが望ましい。
- ② 相談スペースとして2か所以上確保されていることが望ましい。